資料４

総合償却制度について

「下水道事業・簡易水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査研究報告書」（抜粋）

（平成 15 年３月　公営企業金融公庫 地方公営企業経営活性化研究会）

第２章　地方公営企業法適用の推進方策

(2) 実務面での円滑な推進方策の検討

ア　移行時の問題点と留意事項

②　資産評価

（略）

なお、ここで「総合償却」の導入により、資産評価の作業及び法適化後の減価償却業務の軽減が図られるものと考えられるので、少し述べておきたい。

減価償却は、固定資産の取得原価を利用する各年度の費用として割り当て、費用分配を行うことを目的としているが、その計算手続により個別償却と総合償却に分けることができる。

通常、減価償却は、「個別償却」によることが多く、減価償却を行うに際し、その対象となる固定資産を個別的に取り扱い、一単位ごとに償却率を定めて、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号、以下「地公企則」という。）別表第２号の耐用年数表を適用し、償却計算を行うこととなる。

一方、これに対して、「総合償却」は、同様の耐用年数の設備を取りまとめて多数の固定資産単位ごとに平均償却率に基づき、総括的に償却計算を行うことであり、水道事業及び工業用水道事業の場合、地公企則別表第２号注１による耐用年数表を適用することができるものとされている。

ただし、総合償却については、この注に示されている場合に限り認められているものではないが、ｉそれ以外の場合に総合償却しようとするときには、平均耐用年数を算出する必要があるが、その算出が煩雑であること、ⅱ総合償却をしている固定資産についてその一部を除却しようとするときには、除却部分の取得価格の把握が困難なことが多いこと、ⅲ異種の資産を同一の耐用年数で償却することとなることから厳密性を欠くと考えられることなどの理由により、あまり採用されていない状況にある。

しかしながら、現実の会計処理において、減価償却費の計算が煩雑な点にかんがみれば、費用配分という減価償却本来の目的に反しない限りにおいて総合償却を行うことは、会計処理の簡素化に資する効果は非常に大きいと考えられるので、この方法によることも視野に入れて検討する必要がある。

総財経第１４号
平成１６年２月２日

各都道府県総務部長
（財政課、市町村担当課扱い）
各指定都市財政担当局長
殿

総務省自治財政局地域企業経営企画室長

「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」の取扱いについて

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）の規定の全部又は一部を適用する下水道事業に係る会計処理において、減価償却費の計算が複雑なものとなっている点にかんがみ、費用配分という減価償却費本来の目的に反しない限りにおいて総合償却（同様の耐用年数の設備等を取りまとめて多数の固定資産単位ごとに平均償却率に基づき、総括的に償却計算を行うことをいう。以下同じ。）を行うことは、会計処理の簡素化に資する効果が大きいものと考えられるところです。

これを踏まえ、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」（昭和３８年１２月１２日自治丙企発第５号、都道府県・六大市長宛自治省財政局長通知（以下「勘定科目等通知」という。））（別紙参照）で示した耐用年数について、下水道事業に係る会計処理において総合償却を導入する場合には、下記によることができることとしましたので、御承知願います。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、その趣旨の周知徹底を図られるよう特段の御配慮を願います。

記

勘定科目等通知別紙２の表のほか、次の表の左欄に掲げる構築物、機械及び装置又は浄化槽を一体として償却する場合においては、それぞれ右欄に掲げる耐用年数とすること。

構築物、機械及び装置又は浄化槽	耐用年数（年）
下水道用構築物のうち、下水管渠、人孔、桝、処理設備	五〇
下水道用構築物のうち、阻水扉、防潮扉、処理設備附属管弁、送泥管、濾床、消化槽、ガス槽	三三
下水道用機械及び装置のうち、 ポンプ設備、滅菌設備、計量器、荷役設備、処理機械設備	二〇
浄化槽	二八

新地方公会計制度実務研究会報告書（抜粋）

第３部　総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領

１．連結の基礎となる各会計及び団体の個別財務諸表作成要領

（２）（１）以外の公営事業会計

①　有形固定資産

501. 減価償却の方法は残存価額ゼロの定額法とし、耐用年数は【図7】の通りとする。下水道事業については決算統計の区分によるものとするが、下水道事業以外の事業についても、有形固定資産の種別により耐用年数を別に定めることを妨げない。

【図7】

事業名	耐用年数	事業名	耐用年数
簡易水道事業	38	駐車場整備事業	40
港湾整備事業	50	公立大学附属病院事業	25
市場事業	25	下水道事業	
と畜場事業	25	管渠	50
観光施設事業	25	ポンプ場	20
住宅用地造成事業	40	処理場	38
工業用地造成事業	25	その他	38